

広報車(南消防署) 仕様書

1	物件名称	広報車（南消防署）
2	品質・形状・寸法 又は型式	別添特記仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定なし
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	1台
5	納入期限	令和6年3月29日
6	納入場所	横須賀市消防総合訓練センター（横須賀市長瀬3丁目4番1号）
7	特記事項	納入後、旧車両及び別表に記載する車両取付け品と同等のものを引き取り、解体処分すること。
8	契約方法	総価契約
9	支払方法	納入後、一括払い
10	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> ・落札価格には購入車両の新規登録申請等にかかる手続き及び費用負担を含む。 ・自賠責保険料、重量税、購入車両の自動車リサイクル法にかかる費用は別途支給する。 ・この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	横須賀市消防局 警防課 車両整備係 齋藤(義) 046-821-6506

指示事項

グリーン物品	<p>上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。</p>
--------	---

令和5年度

広報車 特記仕様書

(南消防署)

横須賀市消防局

第1 総 則

この仕様書は、横須賀市（以下「本市」という。）が購入し、南消防署に配置する広報車（以下「本車両」という。）について必要な事項を定める。不明な点は本市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。なお、契約後に生じた疑義は本市の解釈に従うものとする。

第2 規 格

本車両は、本仕様書に定めるところによるほか、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準及びその他関係法令の規格に適合し、かつ、緊急自動車として承認が得られるものであること。

第3 契約・仕様打合せ

供給者は、契約締結後1か月以内に仕様内容等について本市と打合せを行い、打合せ終了後1週間以内にその打合せ内容の確認書を提出すること。

第4 提出書類

1 供給者は契約後5日以内に次に掲げる書類を本市へ提出すること。

- (1) 契約内訳書
- (2) 製作工程（予定）表

2 供給者は上記確認書の提出後、2か月以内に次に掲げる承認図書を提出し、承認を得てから製作に着手すること。

製本（A4版ファイル、目次・インデックス付） 1部

- (1) 製作工程表
- (2) 承認図
- (3) 特殊装備部分の電気配線図
- (4) 消費電力一覧表
- (5) その他、本市が必要と認めたもの

3 供給者は、納入車両の登録完了後、遅滞なく次のデータを本市へ提出すること。

- (1) 車検証の写し
- (2) 4面写真
- (3) 車両台帳

4 供給者は、納車時まで次に掲げる完成図書を作成し、本市へ提出すること。

製本（A4版ファイル、目次・インデックス付） 2部

電子媒体（1つの電子媒体に記録） 1部

- (1) 本車両仕様書
- (2) 外観5面カラー写真

- (3) 完成図
- (4) 改造概要等説明書
- (5) 車検証の写し
- (6) リサイクル券の写し
- (7) 車庫証明の写し
- (8) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し
- (9) 排出ガス・燃費基準等ステッカーの写し
- (10) 車両取扱説明書（※製本のみ）
- (11) 車両パンフレット
- (12) 自動車台帳（本市が指定する様式）
- (13) その他、本市が指示するもの

第5 検査、受領及び保証

1 検査申請

検査日の2週間前までに検査日及び検査場所を明記した書面で本市に申請すること。

2 中間検査

ぎ装途中に実施するものとし、検査時期については別途協議する。

3 納入検査

本市検査員及び供給者が立会いのうえ実施する。

4 受領

納入検査の実施後、本市が合格と認めた場合に受領するものとする。

5 保証

保証期間については納入後1年以上とし、保証書を提出すること。また、設計・製作・塗装・材質・部品等の不良により起因する不都合の発生については、保証期間後であっても供給者において無償により是正修復すること。なお、特許、その他利権上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。

6 技術指導

供給者は本市が別に指示するとおり、本車両、ぎ装装備品等の取扱いについて技術指導を行うこと。

第6 納入

1 納入場所

横須賀市消防総合訓練センター（横須賀市長瀬3丁目4番1号）

- 2 納入期限
令和6年3月29日（金）

第7 登録手続き等

車両の新規登録及び抹消登録に関する一切の経費については受注者が負担する。ただし、本車両にかかる自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び自動車リサイクル法にかかわる経費は本市が負担する。

第8 引取り・解体処分

供給者は以下のとおり、車両1台及び別表1～3に記載する車両取付け品等と同等のものを引取り・解体処分すること。なお、変更が生じた場合は、供給者に通知する。

1 車両関係

- (1) 緊急自動車として再利用、再登録できない状態にすること。
- (2) 全ての赤色警光灯類（サイレンアンプ含む）を取り外し、再利用ができない状態にすること。
- (3) 記入文字の全てを完全に消すこと（色付スプレー等で塗装処理は不可）。
- (4) その他、本市が指示する必要事項。
- (5) 上記(1)～(4)の作業実施後、4面カラー写真及び神奈川運輸支局長が発行する解体が行われたことの証明書（登録事項等証明書等）を提出すること。

2 装備品関係

- (1) 転売及び再利用ができないよう適正に処分すること。
- (2) その他、本市が指示する必要事項。

第9 車 両

本市が購入する本車両の主要諸元は、次のとおりとする。

1 購入台数

1台

2 車 両 等

軽自動車5ドア、2列シート、寒冷地仕様、普通免許（AT限定）で運転可能、赤色警光灯を装着した状態で軽自動車の自動車規格を満たすこと。

3 エンジン

660ccクラス（ターボチャージャー付）

4 駆動方式

四輪駆動

- 5 変速装置
オートマチック方式
- 6 使用燃料
ガソリン
- 7 定 員
4名
- 8 装 備 品
別表1のとおり
- 9 ぎ装、取付け品及び取付装置
別表2のとおり
- 10 消防救急デジタル無線機
別表3のとおり
- 11 積載品及び付属品
別表4のとおり

第10 車体の構造

- 1 本車両は、常時登録された車両総重量の状態において十分耐え得るものであること。
- 2 本車両は、堅牢にして長期の使用に十分耐え得るものであり、強度を損なうことなく軽量化を図るとともに使用取扱い上の安全性及び操作性、点検、修理等の維持管理を十分考慮したものとすること。
- 3 使用する材料は、全て新規製品、日本工業規格等に基づいて精選された耐久性に富むものを使用すること。

第11 ぎ装等

- 1 外 観
 - (1) 車両前部に消防章を取付けること。
 - (2) 助手席側の車外に補助ミラーを設けること。
 - (3) ルーフ前方中央部に赤色警光灯（LED式、標識灯・スピーカー（50W相当）組込み）を取付けること。なお、標識灯は車両のスマールランプと連動させ、点灯・消灯させること。
 - (4) 赤色点滅灯を車両前後部に各2個取付けること。

- (5) ルーフ上にデッキを設け、周囲には強度のある手摺を設けること。なお、積載物を固定するため、強度のあるフック等を必要数設けること。
- (6) ルーフ上には無線用アンテナ入線孔及び台座を設けること。
- (7) ルーフ上のデッキへ昇降するための脚立設置位置付近はアルミ縞板等で補強すること。
- (8) 路肩灯を左右後輪付近に取付け、車両のスマールランプと連動点灯させること。

2 車両前後席

- (1) 車室は堅ろうな天蓋及びドアを有すること。
- (2) 定員はキャブ内に4名とし、安全に乗車できる座席及びシートベルトを設けること。
- (3) 全席とも難燃材を使用し、防水防汚シートカバーを取付けること。なお、背面には地図及び車検証入れを設けること。
- (4) 車両後方確認装置を取付けること。
- (5) ドライブレコーダーを取付けること。
- (6) 電子サイレンアンプを設置し、専用のマイクを設けること。取付位置等は別途協議とする。
- (7) 赤色警光灯及び赤色点滅灯スイッチは電子サイレンアンプに組込むこと。
- (8) 運転席付近にフレキシブルマイクロホンを設置し、ON/OFFスイッチを設けること。なお、フレキシブルマイクロホンは、運転手の操作性を考慮した位置とすること。
- (9) 後退警報器（ブザー音）を取付け、運転席付近にON/OFFスイッチを設けること。
- (10) 後部座席の背面はアルミ縞板で補強し、フラットの状態にできる構造とすること。なお、本市が指定する資機材を積載し、かつ、固定できる構造とすること。詳細は別途協議とする。

3 車両荷台

- (1) 荷台の床面はアルミ縞板張とし、後部座席フラット時と同じ高さの床面を設けること。なお、水抜き穴を左右2箇所以上設けること。
- (2) 荷台の床面には、シーリング等の水汚損防止の措置を講じること。
- (3) 床面の左右、中央にエアラインレールを設け、専用固定具及び専用バンドを10セット積載すること。なお、エアラインレールは床面のアルミ縞板に埋込み、床面がフラットになるよう設けること。
- (4) 壁面上部に取外し可能な強度のあるハンガーパイプを2か所設けること。
- (5) 壁面左右及び床面に可倒式D環を必要数設けること。取付位置等は別途協議する。
- (6) 助手席側にスクープストレッチャー等を積載し、簡易固定が可能な構造とすること。

4 その他

- (1) 車内の支障のない位置にネット上の網棚を設けること。
- (2) 室内灯を適所に設けること。また、スイッチは操作性を考慮し運転席付近に設けること。
- (3) 車内側面及び後面の窓には透過しにくい濃色のフィルム（黒系）を貼付すること。
- (4) 車両内外の積載に関して損傷を受けやすい箇所には損傷防止板を設けること。設置位置は別途協議する。
- (5) 天井部は電装品及び各配線の点検が可能な限り容易に行える構造であること。
- (6) 本市が指定する必要事項。

5 電装関係

- (1) バッテリー容量は走行用及び特殊装備品の使用に対し、消費電力一覧に基づく必要な電気容量を確保すること。
- (2) 車内の乗降等に支障のない位置に、水汚損防止枠を設けたバッテリー管理器を取付け、充電器用の外部入（AC100V）用コンセントを車体側面に取付けること。
- (3) ドライブレコーダーの電源はACC以上で通電すること。
- (4) 赤色警光灯及び無線機器等の特殊電装品の電源関係は、ACC以上で通電すること。ただし、無線機のメモリー用電源についてはこの限りではない。

6 デジタル無線機関係

納車後に本市で無線機の載せ替えを実施するため、次のとおり行うこと。

- (1) 無線機の液晶表示部が前席から容易に視認できる位置となるように無線機用車載マウントを取付けること。なお、無線機本体の重量は約3kgであるため、走行時の振動等に耐える取付方法とすること。また、取付位置は別途協議する。

- (2) アンテナについて

ア 無線機用アンテナ1本をルーフ上部の送受信に支障のない位置にアンテナ取付金具を用いて取付けること。

イ 同軸ケーブル1本をアンテナ取付金具から無線機本体取付場所まで配線すること。

ウ 同軸ケーブルは、室内に露出しないよう内張り配線とし、ケーブルのばたつき音が生じる恐れがある場合は、フレキシブル配管などで必要な処理をすること。

エ アンテナ基部の防水処理をすること。

- (3) 無線機用電源について

ア デジタル無線機取付位置付近に組端子台を設けるほか、プラスチック製のカバーが付いた組端子台を設けること。なお、組端子台には、次の電源を供給するように施工することとし、取付位置等は別途協議する。

(ア) バッテリー（+）電源（バッテリー直接供給）

(イ) バッテリー（-）電源（アース）

(ウ) ACC電源

イ 上記アの(ア)の供給電源については、バッテリーからの専用配線とし、ヒューズ（10A）を介して供給すること。

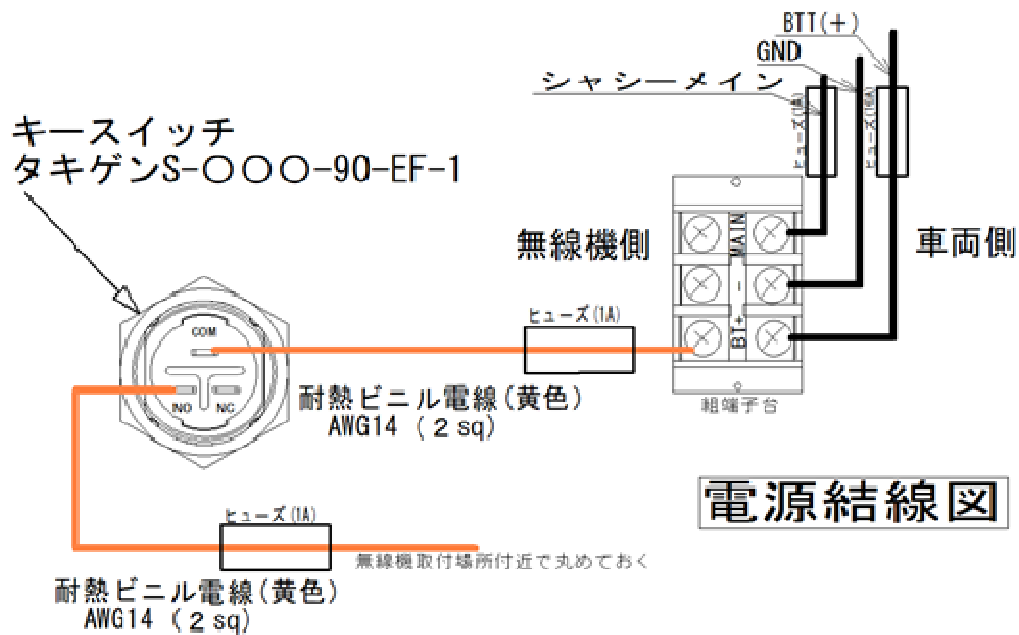
ウ 無線機電源用のキースイッチを取付けること。キースイッチは別途指示するケーブルと結線（半田付け）し、無線機取付位置付近まで配線すること。

- (4) その他

ア スピーカーマイク用取付金具を走行時において支障のない位置に取付けること。なお、取付位置等は別途協議とする。

イ 無線用スピーカーを乗降等に支障のない位置に設置し、ケーブルを無線機取付位置付近まで配線すること。

ウ 各配線は余長をもたせた長さとし、線種を明記すること。



7 塗装及び記入文字

- (1) 各スイッチ部には、表示プレートを取付けること。
- (2) 本車両の外観塗装全般（ホイール部分を除く）を、マンセル値 7.5R 4 / 14 の近似値または、同等色とし、彩度にあつては 14 以上ならば可とする。
- (3) 本車両の記入文字
 - ア 文字は角ゴシック体で全て左から右への横書きとする。
 - イ 文字の位置・大きさを基準とし、バランスよく表示すること。なお、車両の形状に応じて協議の上、調整を可能とする。
 - ウ 必要箇所に再帰性に富んだ反射材を貼りつけること。
 - エ 記入文字等は別添とおりとし、変更または不要となった場合は、速やかに供給者へ通知する。

記入文字	記入位置	色別	1文字の大きさ 縦 (mm) × 横 (mm)
横須賀市消防局	①	白	別途指示
車両番号 (●●●)	②		
南	③		
横須賀消防 イラスト	④	別途指示	

別添

※ 添付している文字記入位置は、記入位置を参考にするものであり、車両及び資器材等を限定するものではない。

【文字記入位置イメージ図】



※両側面に記入

第12 補 足

- 1 車両の取付け品等において同等以上の性能を有するものを備える場合は、本市と協議をし、承認を得ること。
- 2 車両の資器材は最新の物とし、変更がある場合は本市担当者へ連絡すること。
本市が指定する資器材には専用の収納ケースを設けること。
- 3 車両登録番号については「●●●」とすること。

※上記の1及び2については、原則、仕様書の適用欄に示したとおりとする。ただし、契約後において、仕様書で定めた物品と同等以上の性能、操作性及び安全性を有することを証明できる内容の資料提出があり、本市が認めた場合は同等品とみなす。

別表 1

装備品

番号	品名	適用	数量
1	エアコン	適応品	1 式
2	パワーステアリング	適応品	1 式
3	パワーウィンドウ	適応品	1 式
4	デュアルエアバッグ	適応品	1 式
5	集中ドアロック	適応品	1 式
6	フォグランプ	適応品	1 式
7	時計	適応品	1 式
8	ラジオ	AM・FM	1 式
9	サイドバイザー	適応品	1 式
10	フロアマット	適応品	1 式
11	泥除け	適応品	1 式
12	停止表示板	適応品	1 式
13	車輪止め	ゴム製（黄色）× 2 個、ひも付	1 式
14	本車両用スペアタイヤ	ホイール付（塗装なし）	1 本
15	本車両用タイヤチェーン	適応品	1 式
16	本車両用ブースターケーブル	適応品	1 式
17	本車両用鍵	標準装備分含め 4 本	1 式
18	濃色フィルム処理	車両側面及び後面	1 式
19	補修用ラッカー	本車両塗装色	1 式

別表 2

ぎ装、取付け品及び取付装置

番号	品名	適用	数量
1	消防章	別途協議	1 式
2	補助ミラー	助手席側の車外	1 式
3	赤色警光灯	AZS-M1LYFR-RR-53N (スピーカー前後向き)	1 式
4	標識灯	黄色 赤色警光灯組込 表示文字黒	1 式
5	赤色点滅灯	LPT-1M1-R (前後各 2 個)	1 式
6	ルーフデッキ	手摺、フック等	1 式
7	路肩灯	左右後輪付近	1 式
8	防水防汚シートカバー	背面地画入れ	1 式
9	バッテリー管理器	ズボラ充電器 水汚損防止枠 (マグネットコンセント式、コード 10m 付)	1 式
10	車載用後方確認装置	適応品	1 式
11	ドライブレコーダー	株ユピテル製 BU-DRHD431 (専用予備 SD32G、納車時最新式)	1 式
12	電子サイレンアンプ	SAP-520-FBV (専用マイク付き)、50W 相当	1 式
13	フレキシブルマイク	運転席、スイッチ付	1 式
14	後退警報器 (ブザー音)	解除スイッチ付き	1 式
15	アルミ縞板加工	後部座席背面、荷台床面	1 式
16	エアラインレール	荷台左右、専用固定バンド及び固定具	1 式
17	水抜き穴	荷台床面 左右各 2 箇所	1 式
18	ハンガーパイプ	荷台 2 か所	1 式
19	可倒式 D 環	壁面、床面	1 式
20	アルミ棚	荷台運転手側、取外し式	1 式
21	網棚	ネット状	1 式
22	室内灯	LED 式	1 式
23	車両内外損傷防止措置	必要箇所	1 式
24	塗装・記入文字		1 式
25	消火器	自動車用 A B C 粉末消火器 (3 型)	1 式

別表 3

消防救急デジタル無線機

番号	項目	品名	適用	数量
1	消防救急 デジタル 無線機 取付用部材	無線用アンテナ	260MHz 帯消防救急デジタル無線用受信アンテナ 1/4 波長	1 本
2		アンテナ取付金具	アンテナに適合した取付金具	1 個
3		ダミーロード (終端器)	耐電力 5 ワット 端子 N 型	1 個
4		同軸ケーブル (コネクタ付)	5 D-F B	1 本
5		車載マウント	富士通ゼネラル CM-2010 シリーズ用	1 個
6		スピーカー付きハンドマイク	MC-177 (取付金具を含む)	1 個
7		無線用スピーカー (車内)	第 1 電波工業 P810	1 個
8		無線機用電源ケーブル	SGMSGFM-8L5000	1 組
9		キースイッチ	タキゲン S-〇〇-90-EF-1 ※〇〇は、 鍵番号のため別途指示	1 式
10		電装機器類	仕様書本文図中で記載したケーブル・端子台・スイッチ、リレー等	1 式

別表 4

積載品及び付属品

番号	品名	適用	数量
1	空気呼吸器ボンベ	530CⅢZ (F-265 刻印、ボンベ用保護上下カバー付き)	11 本
2	脚立	伸縮式 (約 5 m) 先端フック付	1 台